

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日になるときは、その翌日)

## 告示

鳥取県告示第二百二十六号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例(昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号)第六条第一項の規定に基づき、木材業者及び製材業者を次のとおり登録したので、同条例同条第二項の規定により告示する。

昭和五十年三月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 目次

◇ 告示 木材業者等の登録

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについて  
の同意を求めるための発起人の届出

土地改良事業変更計画の適否の決定

土地改良事業計画の適否の決定

都市計画事業の認可

◇ 告示 林業改良指導員資格試験の合格者

### 木材業者

登録番号	登録年月日	住所	氏名又は法人その他の団体の名称及び代表者の氏名
八木第一〇四号	昭和五〇年 一月一〇日	八頭郡佐治村中一三五	清水安夫
〃 一〇五号	〃	〃 加茂	山本勇夫
倉木第一〇二号	〃 四九年 九月二五日	倉吉市鴨河内一二二四	岡本理一郎
〃 一〇三号	〃	東伯郡赤碓町出上	福本健蔵
〃 一〇四号	〃 二月一八日	〃 三三二一五	福本健蔵
米木第一八七号	〃 四九年一〇月一日	西伯郡会見町宮前一八一	新井林業新井節夫

製材業者

登録番号	登録年月日	住 所	氏名又は法人その他の団体の名称及び代表者の氏名
八製第五九号	昭和五〇年 一月二七日	八頭郡智頭町智頭	玉木 製材 所 玉 木 豊 治
倉製第六二号	四九年 二月一八日	東伯郡赤碕町出上三三二一五	福 広 製 材 福 本 廣 義
米製第六九号	一〇月 一日	西伯郡会見町宮前一八一	新 井 林 業 新 井 節 夫
日製第一五号	八月 一日	日野郡江府町江尾	有限会社 中野製材所 中 野 辰 美
一六号	九月 二日	安 田 清 一	安 田 清 一

鳥取県告示第二百二十七号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十八條の二において準用する同規則第四十六條第一項の規定に基づき、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十八條の二第二項の規定による同意を求めることについての届出があつたので、同規則第四十八條の二において準用する同規則第四十六條第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年三月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 届出事項

- 1 発起人の住所及び氏名  
 岩美郡岩美町大字田後 山根 実二  
 岩美郡岩美町大字田後 川口満喜雄
- 2 加入区  
 田後加入区（田後漁業協同組合の区域）

3 漁業の区分

漁業災害補償法第百四條第二号に掲げる漁業

二 漁業者調書の縦覧

1 場所

田後漁業協同組合

2 期間

昭和五十年三月七日から昭和五十年三月二十一日まで

鳥取県告示第二百二十八号

昭和五十年二月一日付けで久米土地改良区から申請のあつた土地改良（久米地区維持管理）事業計画の変更については、審査の結果その計画を適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八條第七項において準用する同法第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年三月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年三月八日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

倉吉市越殿町一四〇九番地

久米土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百二十九号

昭和五十年二月十七日付けで岩美町から申請のあつた土地改良(黒谷地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年三月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年三月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百三十号

都市計画法(昭和四十三年法律第九十九号)第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年三月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画緑地事業 第一号日野川緑地

三 事業施行期間

昭和五十年三月七日から昭和五十三年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

なし

使用の部分

米子市上福原字河端、字上河端、字下浜中及び字上新田地内

公 告

昭和50年2月7日に実施した林業改良指導員資格試験に合格した者は、  
次のとおりである。

昭和50年3月7日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

山根 収 桐林 登 白岩 保

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】